

男女共同参画の視点からの 防災・復興の対応について

～東日本大震災での被災者支援～

内閣府 男女共同参画局



阪神大震災以降の経緯

(防災基本計画と男女共同参画基本計画の改正へ)

平成 7年 阪神大震災 (女性の死者数が男性より1000人程度多い。特に高齢女性。)

平成16年 中越地震

「女性の視点」の担当として、男女共同参画局職員を現地に派遣。新潟県等に女性の相談窓口を設置。

平成17年 国連世界防災会議(@神戸)

プログラム成果文書:「災害に強い国・コミュニティの構築:兵庫行動枠組2005-2015」
ジェンダーの視点が盛り込まれている。



**平成17年、20年
防災基本計画の改正**

⇒男女共同参画の視点を入れる。

**平成17年
男女共同参画基本計画(第2次)の策定**

⇒防災(復興)の分野の男女共同参画を盛り込む。

<防災基本計画(抜粋)>
(平成20年2月中央防災会議決定)

- ・男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮。
- ・男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立。

<第3次男女共同参画基本計画(抜粋)>
(平成22年12月17日閣議決定)

**第14分野 地域、防災、環境その他の分野における
男女共同参画の推進**

4 防災における男女共同参画の推進

- ア 防災分野における女性の参画の拡大
- イ 防災の現場における男女共同参画
- ウ 国際的な防災協力における男女共同参画等

◆ 男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援における避難所での問題点

発災後、男女共同参画の視点からの様々な問題が浮かび上がった。
問題の背景としては、防災・震災対応に女性の視点が入らず、配慮が足りないことや、意思決定の場に女性が参画していないことがあげられる。

○発災後の避難所での物資の備蓄や提供に関する問題

- ・ 生理用品、おむつ、粉ミルクがない。
また、粉ミルクはあっても哺乳ビン、離乳食がない。
- ・ 生理用品や女性用下着が届いても、男性が配布しているため、もらいに行きづらい。

○避難所運営に関する問題

- ・ 授乳や着替えをする場所がなく、女性が布団の中で周りの目を気にしながら着替える。
- ・ 女性用の物干し場がないため、下着が干せない。
- ・ 女性が起きたら、知らない男性が横に寝ていた。
- ・ 女性だからということで、当然のように炊き出しの仕事を割り振られ、朝早くから夜遅くまで食事の用意や片付けに追われ、その合間に子供の面倒や両親の介護を行うしかない。

<問題の背景>

- ・ 震災が起きると、固定的性別役割分担が、更に強化されてしまう。
- ・ 平時における防災の検討や避難所運営等災害現場での意思決定に女性が参画していない。

(都道府県防災会議に女性が占める割合: 4.1% (10都県では女性委員がゼロ)
多くの避難所運営の中心を担う自治会については、自治会長の96%近くを男性が占める。)

◆ 東日本大震災における男女共同参画局の取組

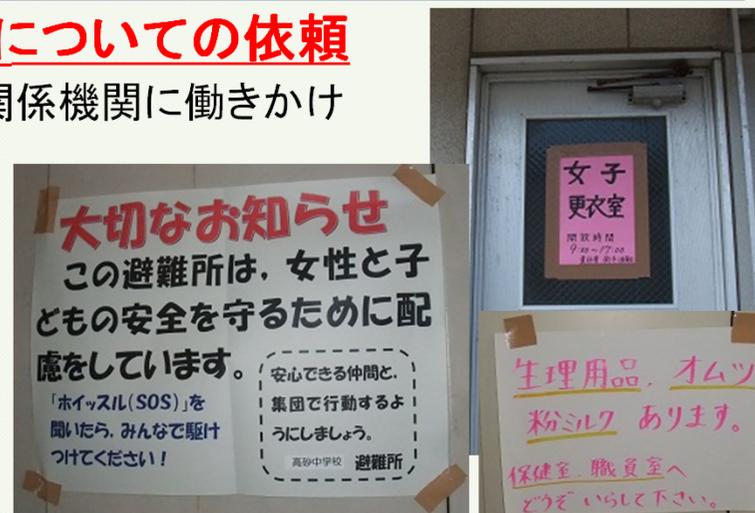
男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援等

男女共同参画局職員を現地に派遣し、ニーズ等を把握するとともに、東日本大震災に際し女性や子育てのニーズを踏まえ、以下の対応を行っている。

○ 女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応についての依頼

避難所や仮設住宅等での生活に関する対応について関係機関に働きかけ

- ・ 生理用品や粉ミルク、離乳食などの提供
- ・ 女性用更衣室や男女別トイレなど、女性や子育てに配慮した避難所の設計
- ・ 女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制
- ・ 女性に対する暴力を防ぐための措置等
- ・ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制、心のケア等



○ 女性の悩み相談や暴力被害者支援等の窓口の周知等についての依頼

○ 女性の就労等のために活用できる支援情報の提供

○ 平成23年度予算を活用した東日本大震災に対する新たな事業の実施

平成23年度予算を活用し、地域のニーズを踏まえながら、東日本大震災における女性の悩み・暴力相談、アドバイザー派遣等の新たな事業を実施。

○ 男女共同参画の観点からの災害対応についてのホームページの開設

男女共同参画局の対応、女性のニーズに対応した支援・復興、被災者支援のリンク等

◆ 女性の視点・ニーズを反映した避難所での好事例①

○「女性専用スペース」の設置

女性専用スペースを設置し、情報の提供や交換の場、心境・不安を語り、相談等が肩肘張らずできる場となっている。

湯沸かし、着替え、授乳、お化粧品、ドライヤーの使用など、様々な目的で人が常に集まる、和やかなスペース。

運営は、県の男女センターの職員がコーディネーターとなり、地元の女性団体のグループがボランティアで行っている。

○被災者支援のための雇用の創出

被災者の雇用を新たに創出するため、避難所での炊き出し、遺品や写真の洗浄をする人を役場で募集し、雇用。

○女性や子育てに配慮した避難所の設計

- ・快晴の日に畳や布団を干して、みんなで一斉に大掃除を呼びかけ、その機会に間仕切りを設置。
- ・乳幼児のいる家庭専用部屋、女性専用物干し場、男女別入浴所や更衣室を設置。
- ・生理用品や女性用下着の物資を手渡す担当者を、必ず女性が担当。
- ・女性や子どもはひとりで行かないように注意喚起。
- ・防犯ブザーやホイッスル(笛)を配って、防犯対策を進める。



◆女性の視点・ニーズを反映した避難所での好事例②

○女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制等

- ・避難所内で毎日女性リーダー会議を実施し、女性のニーズを反映。
- ・区長と婦人部が協議して避難所を運営、毎朝食時に1日の予定を協議。

＜女性リーダーによる避難所運営の詳細＞

- ・避難所内の女性が集う場を設けている。
- ・地区ごとに1名の女性代表に出席していただき、毎日開催。
- ・生活するためのルール作りや、些細な取り決めなどを話し合っ、作っている。
- ・要望や取り決め事項等については、全体会議（避難所の運営責任者）に報告。

＜改善等したこと＞

- ・女性更衣室の設置、洗濯機の増設などを要望し、改善できた。
- ・女性を元気にするイベントとして、支援団体による顔のマッサージが行われた。
- ・女性の必需品も女性リーダーたちの呼びかけで集まるようになった。

政府からのお知らせ 平成23年(2011年)4月26日(火)発行 第7号
 避難状況などにより本紙の到着が発行日より遅れる場合がございます。

女性・子育て中の方へのお役立ち情報

女性やお子さまに配慮した避難所運営のヒント

震災の影響でストレスが高まりやすい避難所の生活を、少しでも過ごしやすく・助け合いが生まれやすい環境にするために、女性や子育て中の方へ介助が必要な方々に配慮したり、施設運営に女性が参画するなどの工夫をしている避難所があります。避難所の運営を担う方々にも、ご参考にしていただければと思います。

-----〈避難所レイアウトの配慮〉-----

■ 間仕切り設置の“きかけ”をしましょう
 プライバシーのために間仕切りを設置することが有効です。しかし扉の方への進退などから、自分から言い出せない場合が多いという声も聞きます。そこで、ある避難所では、快晴の日に畳や布団を干して、みんなで一斉大掃除を呼びかけ、その機会に設置する工夫をしています。

■ 乳幼児がいる家族だけが滞在する部屋を作りましょう
 専用スペース設置により、赤ちゃんの夜泣き声や授乳など、周りを気にせず、子育てができるようになります。お母さん同士の情報交換などにもつながります。

■ 土足履きエリアを設けましょう
 ほこりも少なくなるなど、衛生面も改善されます。

-----〈女性ニーズの反映〉-----

■ 女性の意見を集約し、日常生活のルールを下記のように改善している避難所もあります。
 →男女別入浴施設、更衣室、物干し場の設置。
 →生理用品や女性用下着等の物資を手渡す担当者、必ず女性が担当。
 →防犯ブザーやホイッスル(笛)を配って、防犯対策を進める。

女性警察官による避難所巡回相談

『女性やお子さまがいらっしゃる方々の不安にお応えします』

- 子どもの学校の行き帰りが心配…
- 女性用の下着をどこに干せばいいの？
- 避難所が夜、真っ暗になってしまうので不安…
- お酒を飲んでいる人がいて怖い…
- プライバシーを確保してほしい…

女性警察官などが避難所を巡回し、こうした相談をお受けしています。避難所がある地域の警察はもちろん、全国の警察から、100人を超える女性警察官などが、多くの避難所を訪れています。悩みや心配事があれば、お気軽にご相談ください。女性や子育て中の方など、男性には相談しづらいことであっても、お話をうかがいます。みなさまから寄せられた要望を、関係機関などに伝達し、女性やお子さまに配慮した避難所運営がなされるためのお手伝いをさせていただきます。

■お問い合わせ先:警察署の相談窓口・警察総合電話 (＃9110)

写真:被災された方のお話をうかがう女性警察官

ストレスの高まりに伴い、トラブルも生じやすくなります。

■女性の悩み全般:県等の女性相談窓口

※手厚 019-606-1762 (毎日 9:00~16:00 火・金 20:00まで)
 ※横浜 022-211-2570 (平日 8:30~16:45) ※静岡 022-224-8702 (日・祝日以外 9:00~15:30)
 ※東京 024-522-1010 (祝日以外 9:00~21:00)

※なお、福島県では各市町村の保健福祉事務所でも相談を受け付けています。(平日 8:30~17:15)

■配偶者からの暴力:DV相談ナビ 0570-0-55210 (24時間、自動音声)
 ※性犯罪の被害や捜査に関する相談は警察までお問い合わせください。

■子どもの相談
 チャイルドライン ☎0120-99-7777 ※18歳までの子ども専用電話です(月~土 16:00~21:00)(携帯電話可)
 児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000 もしくは最寄りの児童相談所へ

次回発行は4月28日(木)発行予定です。

目の不自由な方がいらっしゃいましたら、周りの方が読み上げてお伝えいただけますよう、お願いいたします。

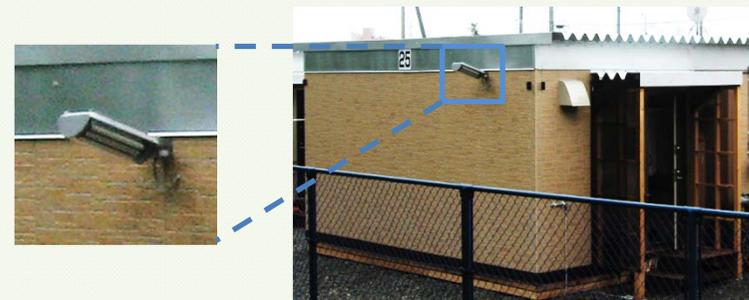
◆ 男女共同参画の視点を踏まえた

応急仮設住宅における被災者支援

仮設住宅での生活を安全・安心なものとし、生活再建を進めていくためには、男女共同参画の視点に立って、性別や世代別に対応したきめ細かな支援が必要。

【1】安心・安全の確保に配慮した対応（周辺環境整備や被災者への防犯意識の啓発）

- (1) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
- (2) 街灯や夜間照明等の工夫
- (3) 夜間の見回り(巡回)の実施



【2】ストレス軽減、心のケア等のための対応

- (1) 交流の場づくり
- (2) 生きがいづくり(花の栽培、清掃、昔語り、昔遊びの伝承等、コミュニティの中での役割作り)
- (3) 悩みの電話相談や巡回相談の実施、生活支援のための相談員の配置
- (4) 保健師等による巡回相談の実施

【3】仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等への対応

- (1) 交流を図るための集会所、集会スペース等の設置
- (2) 移動市場、仮設スーパー等による生活支援体制づくり
- (3) わかりやすい情報の発信・関係機関が連絡を密にした相互情報交換
- (4) 相談、支援情報等の窓口の一元化

【4】女性の参画の推進と生活者の意見反映

仮設住宅や地域コミュニティの運営における女性の参画推進
女性を始めとする生活者の意見集約と反映

◆ 復興に向けて 女性・生活者の視点を取り入れた復興の取組へ

東日本大震災復興基本法(抜粋) (平成23年6月24日施行)

(基本理念)

被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。

復興への提言～悲惨のなかの希望～(抜粋) (平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)

これまで地域に居場所を見出せなかった若者や、孤立しがちな高齢者・障害者、声を上げにくかった女性などが、震災を契機に地域づくりに主体的に参加することが重要である。とりわけ、男女共同参画の視点は忘れられてはならない。

東日本大震災からの復興の基本方針(抜粋)(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)

1 基本的考え方 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。

(1) 災害に強い地域づくり

・高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したまちづくりを進める。

(2) 地域における暮らしの再生

・女性の悩み相談を実施する。

・若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する。

・女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げの支援、農山漁村女性に対する食品加工や都市と農山漁村の交流ビジネス等の起業化の相談活動、経営ノウハウ習得のための研修等の取組みを支援する。

(3) 地域経済活動の再生(農業)

・農業生産だけでなく、復興ツーリズムの推進や福祉との連携といった様々な取組みを組み合わせ、これに高齢者や女性等も参画することにより、地域の所得と雇用を創出していく。

5 復興施策

女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について (避難所等での生活に関する対応の依頼)

平成23年3月16日
内閣府男女共同参画局
(3月24日一部修正)

平成23年東北地方太平洋沖地震に関し、女性や子育て家庭にとって、被災地での避難生活を少しでも安全・安心なものとし、被災者の肉体的・精神的負担を緩和するため、当面、以下のような措置を適切に講じるよう、関係機関（現地支援対策室を含む。）において配慮いただきたい。また、これらに加え、現地の女性や子育てのニーズを把握しながら、対応していただくよう、願います。

【1】避難所で提供する物資に含めるもの

既に要請を行っているが、改めて早急な対応をお願いします。

- (1) 生理用品
- (2) おむつ （おしり拭きもあるとよい。）
- (3) 粉ミルク （個包装タイプが衛生的で便利。ブロックタイプもある。）
（粉ミルクを溶かすためのきれいな湯・水にも配慮が必要。）
- (4) 哺乳ビン （哺乳ビン用の乳首も必要。消毒器具もあるとよい。）
- (5) 離乳食 （食べさせるための小型スプーンも必要）

※ この他、女性など現場の要望に耳を傾けながら、物資の選定をお願いしたい。

【2】女性や子育てに配慮した避難所の設計

避難所での生活が安定していく中で、可能なものから対応を進めていただきたい。

- (1) プライバシーを確保できる仕切りの工夫
- (2) 男性の視線が気にならない更衣室・授乳室、入浴設備
- (3) 安全な男女別トイレ
- (4) 乳幼児への対応

※乳幼児が泣き続けたり走り回ったりすれば、親にも大きなストレス。

- ・乳幼児が安全に遊べる空間の確保。
- ・乳幼児のいる家庭用エリアの設定

（夜泣きなどにお互い様で寛容。悩みも話し合えて、助け合える。）

【3】女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制等

避難所の体制や支援体制を整える中で、可能なものから対応を進めていただきたい。

- (1) 現地支援体制による女性のニーズの把握
(国や県による女性職員の現地派遣と女性等のニーズの汲み取り)
※ 要すれば、内閣府男女共同参画局からの要員派遣も可能。
- (2) 各避難所の運営体制への女性の参画 (女性の視点や声・悩みを反映)
- (3) 避難所に意見箱を設置
- (4) 地域の医療機関、助産機関、保健センター、保育・教育機関、男女共同参画センター等との連携
- (5) 女性医師・保健師や女性相談員による悩み相談サービスの提供とその周知
(子育てに関する悩み、女性に対する暴力に関する悩み等)

【4】女性に対する暴力を防ぐための措置

災害現場や避難所生活等において、性犯罪や配偶者間暴力等が懸念されており、関係機関においては、そうしたことを特に意識した上で、予防と被害者支援の取組を進めていただきたい。

- (1) 警察など関係機関における警備強化
- (2) 性犯罪や配偶者間暴力等についての相談サービスの提供とその周知
- (3) 安全な環境の整備
・男女別トイレ、安全に行ける場所へのトイレの設置、防犯ブザーの貸し出し
- (4) 女性への注意喚起
・人目のないところを一人で歩かない、明るい時間に移動する、移動するときには声を掛け合う

【5】妊婦等への配慮

- 妊婦については、病院・産院への迅速な搬送や負担の大きな業務に従事させないことなど、特段の配慮を行う必要がある。
- 高齢者、障害者、外国人等についても、それぞれに困難に直面することがあり、知見を有する機関からの適切な助言を踏まえ、対応をお願いしたい。

男女共同参画の視点を踏まえた仮設住宅における災害対応について

平成23年6月23日

内閣府男女共同参画局

東日本大震災に関しては、男女共同参画の視点を踏まえた避難所等での生活に関する対応について、これまでもお願いしているところですが、被災地では避難所から仮設住宅へと生活の場が移りつつあります。仮設住宅での生活を安全・安心なものとし、生活再建を進めていただくに当たり、男女共同参画の視点に立って、性別や世代別に対応したきめ細かな支援が必要です。このため、関係機関において、以下をご参考にさせていただき、現地の生活者のニーズを把握しながら、きめ細かな支援にご配慮いただくよう、お願いします。

なお、民間賃貸住宅を仮設住宅として活用している場合についても、同様にご配慮いただくよう、お願いします。

【1】安心・安全の確保に配慮した対応

仮設住宅に死角や暗い場所があると、女性や子どもに不安感を与えたり、犯罪の発生が懸念されます。そうしたことを意識した上で、以下をご参考に、仮設住宅の周辺環境の整備や、被災者への防犯意識の啓発等にご配慮いただきたい。

- (1) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
- (2) 街灯や夜間照明等の工夫
- (3) 夜間の見回り（巡回）の実施

【2】ストレス軽減、心のケア等のための対応

仮設住宅では、「孤立化」、「引きこもり」、「過度の飲酒」等の問題の発生が懸念されます。阪神・淡路大震災では、男性に多くその傾向が見られました。さらに、ストレス等が引き起こす、配偶者からの暴力や子どもへの虐待も懸念されます。これらの問題の防止等のため、以下をご参考にさせていただきたい。

- (1) 交流の場づくり
- (2) 生きがいづくり
 - ・「出番」や「仕事」は生きがいにつながる。花の栽培、清掃、昔語り、昔遊びの伝承など、コミュニティの中での役割を作る。
- (3) 悩みの電話相談や巡回相談の実施、生活支援のための相談員の配置
- (4) 保健師等による巡回相談の実施

【3】仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等への対応

仮設住宅敷地内のコミュニティスペースの設置やその仮設住宅コミュニティの運営体制を整えることが重要であるため、以下をご参考にしていきたい。

(1) 集会所、集会スペース等の設置

- ・ 交流を図るため、集会場や集会スペースを作る。その運営に当たっては、女性も気軽に使えるよう工夫する。
- ・ 空きスペースにテントを設置するなどして、喫茶スペースやサロンとして活用する。
- ・ 民間支援団体等（コミュニティビジネスを含む。）が支援活動で空きスペースなどを使用できるようにする。

(2) 移動市場、仮設スーパー等による生活支援体制づくり

(3) 情報発信、情報交換

- ・ 行政情報、民間支援情報等をわかりやすくまとめて被災者に届ける。
- ・ 関係行政機関（都道府県、市区町村、男女共同参画センター、福祉事務所、児童相談所等）、民間支援団体等が連携を密にし、相互に情報交換を行う。

(4) 相談窓口の一元化

- ・ 相談、支援情報等の問い合わせ窓口の一元化を進める。

【4】女性の参画の推進と生活者の意見反映

仮設住宅や地域コミュニティの運営において、女性の参画を推進するとともに、女性を始めとする生活者の意見を集約・反映できるよう、ご配慮いただきたい。